

平成23年 第1回定例会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成23年 2月16日

筑西広域市町村圏事務組合

## 平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

### 第 1 日 (2月16日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	7
1. 三浦 讓君	7
報告第1号 処分事件報告について	16
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第2号から議案第6号の上程、説明、質疑、採決	20
議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決	23
施設建設・環境整備推進特別委員会報告について	38
閉会中の継続審査の申し出について	40
閉 会	40

平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成23年2月16日（水）午前10時開会  
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 1 号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第 3 号 老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例の廃止について  
議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合特別会計条例の廃止について  
議案第 5 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
議案第 6 号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について  
（五案一括上程）
- 日程第 6 議案第 7 号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算  
議案第 8 号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算  
（二案一括上程）
- 日程第 7 施設建設・環境整備推進特別委員会報告について
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（17名）

2番	中川泰幸君	3番	百目鬼晋君
4番	真次洋行君	5番	三浦讓君
7番	稲葉里子君	8番	中条美智子君
9番	皆川光吉君	10番	潮田新正君
11番	増田昇君	12番	新井利平君
13番	榎戸甲子夫君	14番	秋山恵一君
15番	片平忠行君	16番	山口明君
17番	赤城正徳君	18番	金子健二君
19番	大木作次君		

欠席議員（3名）

1番	小高友徳君	6番	水柿一俊君
20番	中田文雄君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	菅谷恵一君
常任幹事	鈴木敏雄君	常任幹事	飯嶋洋一君
会計管理者	中島秀人君	事務局長	櫻井篤君
事務局参事兼 企画財政課長	小島徳幸君	事務局 総務課長	水鉤博君
次長兼筑西 遊湯館長兼 きぬ聖苑場長	横田有司君	次長兼 県西総合公園 管理事務所長	近藤邦男君
環境センター 所長	赤野間敏雄君	消防本部長 消防部長	大和田邦一君
消防本部長 消防次長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市 秘書課長	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務 課長補佐 兼グループ 総務係長	杉山雄一君
事務局総務課 総務グループ 主幹	豊口勝昭君		

---

**◎開会の宣告**

○議長（新井利平君） おはようございます。

これより平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（新井利平君） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、1番、小高友徳君、6番、水柿一俊君、20番、中田文雄君の3名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（新井利平君） 初めに、会議録署名者を組合会議規則第73条の規定により、2番、中川泰幸君、18番、金子健二君の両君を指名いたします。

---

**◎諸般の報告**

○議長（新井利平君） 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

**◎管理者提出議案の報告**

○議長（新井利平君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。  
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第205号

平成23年2月16日

組合議会議長 新井利平 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成23年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第1号 処分事件報告について(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

議案第1号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第3号 老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合特別会計条例の廃止について

議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について

議案第7号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第8号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

以上でございます。

**○議長(新井利平君)** これら議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

---

**◎議会運営委員長の報告**

**○議長(新井利平君)** 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る2月14日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

[議会運営委員長 山口 明君登壇]

**○議会運営委員長(山口 明君)** おはようございます。

平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月14日、議会運営委員会を開催いたしました結果について、ご報告いたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告について(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)であります。

日程第4は、議案第1号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)であります。

日程第5は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてから、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正についてまでの5案を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第7号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第8号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程するもので

あります。

日程第7は、施設建設・環境整備推進特別委員会報告についてであります。

日程第8は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

**○議長（新井利平君）** 以上で報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

**○議長（新井利平君）** これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎管理者の招集あいさつ

**○議長（新井利平君）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

**○管理者（吉澤範夫君）** おはようございます。平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

初めに、組合の事務事業について、若干のご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館でございますが、平成15年4月のオープン以来、おかげをもちまして昨年11月24日に、入館者数150万人を達成いたしました。これも、議員並びに関係各位のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。今後も、PR活動の強化、運動プログラムの充実や各種イベント等を実施し、施設の魅力向上と、さらなる集客に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、圏域住民へのPRを行いリピーターを獲得することや、各種スポーツの無料講座を実施し利用促進を図るとともに、公園が安全かつ快適に利用できるよう植栽管理、環境美化等の園内の整備に努めてまいります。

次に、環境センターでございますが、過去において、環境センター敷地に埋め立てた廃棄物の処分につきましては、本年度末で推定容量の21%余りが処分されることとなります。周辺住民の皆さんが

安心できる生活環境を早期に確保できるよう、引き続き撤去、処分に努めてまいります。また、溶融スラグにつきましては、前年度同期と比較すると、わずかではありますが利用増となっております。関係各機関に働きかけ、さらなる利用促進と最終処分費用の軽減に努めてまいります。

次に、消防関係でございますが、筑西広域圏内における火災件数は77件と、前年同期と比較して21件減少しておりますが、救急出場件数は7,153件で、前年同期と比べて384件増加している状況でございます。また、本年1月に筑西消防署の救助工作車を更新し、現在、実践配備に向け、最新鋭の各種救助資機材の取り扱い訓練を実施しております。今後も、圏域住民の安全確保には細心の注意をし、適切な消防サービスを提供してまいります。

次に、筑西地域職業訓練センターでございます。国では、平成22年度末をもって施設廃止の方針を出しましたが、雇用問題については、まだまだ厳しい社会状況が続いていることを勘案し、引き続き筑西広域の職業訓練施設として運営することになりました。今後も、圏域住民の職業訓練の中心的役割を担う施設として、多くの皆様に利用されることを期待いたしております。

次に、福祉センターあまびきでございますが、先般、関係3市の議会におきまして、組合規約の変更と、それに伴う財産の処分について議決をいただき、本年1月には茨城県に規約変更の申請を行い、2月10日に許可されたところでございます。これを受けまして、今定例会に関係条例を改正、廃止するご提案をさせていただいておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、広域イベント開催事業でございますが、昨年11月21日に地元の皆様はじめ、関係の皆様方からのご協力をいただき、第12回となる「やっぺえ」が開催されました。当日は好天に恵まれ、前年度を上回る約2万5,000人のお客様でにぎわいました。今後もこうしたイベントを通して、圏域住民の交流機会の充実に努めてまいります。

続きまして、今定例会の提出議案等についての概要を申し上げます。

報告第1号は、平成22年の人事院勧告に基づき、組合職員の給与に関する条例等の一部を筑西市に準じて改正したものでございます。

議案第1号は、一般会計補正予算で、小児救急医療事業が茨城県の単独事業から国の補助事業となり、市町村の負担金がなくなったことにより、減額補正するものでございます。

議案第2号は、地域手当の支給に関しまして、平成23年度における給与の特例条例を制定するものでございます。

議案第3号から議案第5号の3件は、老人福祉施設の閉館に伴う条例の廃止及び関係条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第3号は、平成23年4月1日をもって福祉センターあまびきを閉館するため、老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第4号は、福祉センターあまびきの閉館に伴い、平成22年度分をもって老人福祉事業特別会計が廃止となるため、特別会計条例を廃止するものであります。



議案第5号は、福祉センターあまびきの閉館に伴い、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づき、手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号は、平成23年度一般会計予算でございます。総額62億1,732万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと1億3,121万1,000円、2.2%の増となっております。増額の主な内容は、福祉センターあまびきの解体費用等の予算を計上しているためでございます。

議案第8号の筑西ふるさと市町村圏特別会計予算は、総額917万5,000円で、前年度比23万7,000円、2.5%の減となっております。広域イベント事業あるいは広報紙の発行など、引き続き圏域のPR、一体感の醸成等に努めてまいります。

これら平成23年度の一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、前年度比0.4%増の合計62億2,650万1,000円でございます。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、さらに各担当者がご説明申し上げますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎一般質問

**○議長（新井利平君）** 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は3回まで、答弁を含め60分以内、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、5番、三浦 讓君。

〔5番 三浦 讓君登壇〕

**○5番（三浦 讓君）** おはようございます。きょうは、一般質問、私1人だけということなので、たっぷり時間をいただきましてやらせていただきます。

まず、最初の通告、救急搬送について伺っていきます。この質問の発端というのは、私、協和に住んでいますけれども、12月に救急車で運ばれた協和地区の人なのですが、近くには協和中央病院、この辺では救急体制整っているほうの病院ですけれども、そこに運ばれないで遠くのほうに運ばれて、その途中で亡くなってしまったのです。年を越えて1月、同じようにまた1名の人が途中で亡くなってしまった。どうも最近多いのかなというふうに私は思いました。

何か議会運営委員会のときに、結城のほうでも城西病院の近くの人が城西病院に運ばれずに、遠くのほうへ運ばれたというようなことがあったそうですけれども、そういったものを踏まえますと、非常に救急体制深刻だなということでお伺いをするわけですが、まず全国でも最低レベルの医療

体制と県がお墨つきをしているこの下妻・筑西医療圏ですけれども、一体どういう状況が現実にはあるのかと。見たり聞いたりということはありますけれども、一体どういう現状なのかをリアルに見ていかないと、その対策もなかなか打てない。対策やらなくてはならないのは、だれでも分かっていますけれども、やはり現実のところをしっかりと見ようということで、私質問するわけです。

前回の議会で質問いたしまして、搬送時間がどのくらいかかっているのかという分類を10分刻みでやっていただきました。大変細かい分類ですので、非常にご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございます。そうした中で、これはあくまで数字ですから、一概に中身のことがそれでどうだと決めつけるわけにはいきませんが、1時間以上かかっているのが年間に大体180件近くあるということもありまして、協和で起こった問題ですが、救急車の搬送途中で、一体どれだけの人が間に合わずに亡くなってしまふのだろうかという数字を集計していただきたいということが、今度の質問です。

それで、それを単年度ではよく分かりませんので、平成21年、22年度にわたって、しかも各地域でどういうばらつきがあるのか。それは、私たちが住んでいる地域で、現実の住んでいる地域で、どれだけのことが起こっているのかということを見たいわけですので、合併前の旧市町村ごとにその数字を、件数と、それから疾患別の件数というところを出していただきたいというのが今度の質問です。これまた大変お忙しい中で、集計も手作業ということもあるそうですが、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

次、第2点目、ごみ焼却場について伺います。これは住民の方から相談を受けた話が発端ですけれども、火事に遭った住民の方が、残材物を焼却場に持って行って断られたということが話の始まりなのですが、その理由としては、火事で燃えたものはストックヤードに入れた場合に、ほかのものに燃え移る可能性があるからだというふうに、現場サイドの話として言われたのだそうです。それで、その人はほかの市の状況も知ってまして、ほかには火事の残材物を引き受ける場所もあると。むしろ、火事というのは被災だと。災害の一つとして扱われていて、火事になった証明書、罹災証明書を消防のほうでいただいて、それを出せば、手数料も減免、無料になったり減額したりということもほかではやっているという話で、私も幾つかの市でそれを確認しました。

筑西広域の場合は、現在の時点では規定として、規則といいますか、条例といいますか、それは搬入してはならないという規定になっておりますが、その辺一つの災害として扱う。それから、場合によっては、もちろん燃えたものが煙を出したまま搬入はされませんから、その辺の確認とか分類とか、そういったことも技術的にはできるのではないかなということから、その辺の改善をお願いできないかということでお尋ねをするわけです。よろしく申し上げます。

次、3点目、県西総合公園と野球場ということで、県と地元関係市との協議の経過は、これまでどうだったかという点をお尋ねをいたします。皆さんご承知のように、県西総合公園の2期工事、2期計画の中で野球場の話はありましたけれども、土地問題などでそれは難しいのだという話にだんだんなって行って、これは県のホームページの中に、平成20年度県西モニターへの回答ということで、野

球場を含む第2工区については、関係市等と協議し、事業に着工しないことで合意しているところがありますという回答を行っているのです。これを受けて関係市等、委託を受けているこの筑西広域では、どういうふうに対応してきたのかということ。それから、その後の経過、現在に至るまで、その点をお尋ねをいたします。

4点目で、この筑西広域の会議の議事録をホームページなどで公表してはどうかということです。これは前回は取り上げて、検討するという事になっていましたので、その後の検討状況をお尋ねをするわけです。議事録そのものは大変文字数も多いですから、読みにくい、なじみが薄い。だから、それを要約した形で、議会だよりみたいので市町村ではやっていますけれども、そういった形での公表ならばできるのではないかと。ホームページで、現在筑西広域でやっているわけですから、当然そこに載せるわけで、お金はかかりません。ですから、やるかやらないかだけの話で、その意味というのは、圏内住民によく見えるということと、それから住民との交流のチャンネルを増やすと。多ければ多いほど、チャンネルがあったほうが良いと。住民の声を受けて改善したり、それから削ったりとか、いろんなことができるのだと思います。市町村は、多少住民にとってはなじみやすいところですが、広域となると、ちょっとなじみにくい。何をやっているのかというようなことを聞かれますので、そういったことを取り組んでどうかということで提案をするわけです。

同時に、入札の内容も構成各市では、筑西市、桜川市、結城市、入札情報はホームページで公表しておりますから、技術的にも何ら問題はありませぬ。そういったものも含めて公表という点で伺いたいわけでありませぬ。

以上、よろしくお願ひします。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君の1回目の質問に答弁願ひします。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** 三浦議員さんの一般質問にお答えいたします。

救急搬送状況についてでございますが、これは先ほど三浦議員さんが21年、22年というようなことで申しましたけれども、22年の状況のデータ等がまだでき上がっておりませぬので、21年でご報告をさせていただきたいと思ひます。

21年中における救急出場件数に關しましては6,769件で、搬送人員が6,265人と、このような状況になってございます。搬送人員を事故種別に見ますと、最も多いのが急病で3,640人、58.1%でございます。続いて、交通事故の1,008人、16.1%、続きまして転院搬送、一般負傷の順となっております、また平成21年には新型インフルエンザが流行しまして、41人の患者を搬送しているというふうな状況でございます。

続きまして、傷病程度別搬送人員でございますが、病院収容後死亡というふうな患者さんが145人おります。率で言いますと2.3%。続きまして、重症で搬送した人でございますけれども、838人、13.4%、

中等症2,518人で40.2%、軽症が2,751人で43.9%、その他13人で0.2%となっており、入院の必要のない軽症患者の搬送が最も多い状況でもございます。

続きまして、年齢区分別搬送人員では、65歳以上の高齢者が3,051人と全体の48.1%を占めているような状況でございます。

続きまして、先ほど言いました重症の838人の病態別搬送状況でございますが、病態別と申しますのは、外傷で重症になった人あるいは内的要因と言いますけれども、心臓疾患あるいは脳疾患、こういうものが病態別、重症の中で分類されるわけですけれども、そのような搬送状況でございますが、重症患者の先ほど言いました838人のうちに、特に緊急性の高い外傷、これはけがと解してもよろしいかと思いますが、そのほかに心臓疾患、脳疾患の搬送者は、838人のうちの409人となっております。内訳としましては、先ほど言いました外傷、けがによる重症者は154人搬送しております。その154人の管内の医療機関に86人、56%を収容、県内の、これは茨城県内ですけれども、県内の医療機関に36人の23%、さらに県外になりますが、県外の医療機関に30人の21%というふうな状況になってございます。

続きまして、心臓疾患、これらにつきましては83人を搬送しております。この83人につきましては、管内の医療機関に33人の40%、県内の、茨城県内ですけれども、県内の医療機関に27人の32%、県外の医療機関、これは茨城県外ですけれども、県外の医療機関に23人の28%となっている状況でございます。

続きまして、脳疾患です。内因性の脳疾患の患者につきましては、172人搬送しておる状況でございます。これの172人に対しまして、管内の医療機関に95人の55%、茨城県内の医療機関に38人、22%、茨城県外の医療機関に39人、23%というふうな状況になってございます。

次に、病院収容時に死亡と判断された件数でございますが、平成20年には152人、平成21年が145人でございます。これらを病氣的要因、外傷的要因に見ますと、脳疾患患者及び心臓疾患の病氣的要因が2年間で297人中242人で、8割強となっているような状況でございます。外傷的要因55人をはるかに上回ってというふうな現況でございます。

それで、20年には、病院収容時に死亡と判断された152人のうち、先ほど三浦議員さんのほうは、旧市町村ごとの人員を知りたいということでございますが、ご存じのように当消防本部は旧市町村にすべて救急隊を配置しております。ですから、その救急隊を配置した署、分署で扱った件数イコール旧市町村の件数と解しても、そんなに数字的には大差がありませんので、そういうことで解釈していただければと思います。

また、先ほどの話に戻りますが、収容時死亡と判断された152人のうち、病氣的要因による者が119人、外傷的要因による者が33人となっております。署別に見てみますと、筑西消防署44人、関城分署8人、明野分署12人、協和分署11人、結城消防署37人、桜川消防署16人、真壁分署19人、大和分署5人となっております。これが20年の状況でございます。

続きまして、21年ですけれども、21年に病院収容時死亡と判断された人員につきましては、145人おります。このうち、病氣的要因による患者が123人、外傷的要因による患者が22人でございます。署別にその人員等を挙げますと、筑西消防署が37人、関城分署が10人、明野分署が11人、協和分署が15人、結城消防署が37人、桜川消防署が12人、真壁分署が17人、大和分署6人と、このようになっている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、赤野間環境センター所長。

〔環境センター所長 赤野間敏雄君登壇〕

**○環境センター所長（赤野間敏雄君）** 三浦議員さんの質問にお答えいたします。

火事の残材物の取り扱いについてでございますが、火災ごみについては、以前に罹災ごみとして受け入れた時期、これは昭和の時期でございますが、ありましたが、火災ごみのほかに灰やかかわら、コンクリート、タイル、れんが、タイヤ、そのほかに畳、ふすま、柱、そういったものの産業廃棄物に類する建築廃材まで搬入されてしまうため、3市の担当課と協議して、これは詳細については平成14年の10月に行っているわけなのですが、火災ごみの受け入れを断るようしております。

ただし、燃えていない一般の家庭ごみとして扱えるものについては、ごみカレンダーに載っている分け方、出し方に従って分別搬入ができ、持ち込まれたごみについては、10キロ100円の手数料で処理をしているわけでございます。建築廃材、家電リサイクル品、燃えたものに関しては、リサイクル家電品、産業廃棄物として受け入れることはできません。

近隣の市において、同じように火災ごみを受け入れていない市は牛久市でございます。土浦市、また下妻地方広域、そういうところでは罹災証明書や減免申請を提出した後、火災ごみを受け入れしているわけでございますが、受け入れできない品目を掲げて規制をしております。罹災された方にはご負担をかけしてしまうため、申しわけなく存じますが、ご理解の上、ご協力願いたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、近藤次長兼県西総合公園管理事務所長。

〔次長兼県西総合公園管理事務所長 近藤邦男君登壇〕

**○次長兼県西総合公園管理事務所長（近藤邦男君）** 三浦議員さんのご質問にご答弁いたします。

県西総合公園と野球場について、県と地元関係市の協議の経過についてご答弁を申し上げます。

まず、県西総合公園の2期工事でございますが、茨城県の事業でございますが、当初計画面積といたしまして54.4ヘクタールを予定しておりましたけれども、平成15年度茨城県の事情によりまして、全体の事業遂行が難しい状況であるとの判断から、中止することとなりました。

第2期工事中止に対しまして、当組合といたしましては、茨城県もまじえた平成15年度の正副管理者会議において、2期工事中止を了承いたしまして、公式野球場についても整備しないことで了承しており、第1期整備区域内における施設の充実、新しい遊具等の設置を検討することとなりまして、

各市町村の要望、それと駐車場の増設やターゲットバードゴルフ場等の新整備を取りまとめまして、平成17年5月16日に都市公園事業県西総合公園の充実施設整備に関する協定書、これを茨城県筑西土木事務所と締結いたしまして、順次整備を進めてまいりました。

この協定書締結以前における各市町村の要望、この中に野球場整備の要望がありましたが、茨城県からは、公式試合のできる野球場は、県の教育長の管轄となるという理由により、要望対象から外されたという経緯がございます。筑西広域組合、県、地元関係市と野球場について協議したという経過はございません。

以上でございます。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

**○議長（新井利平君）** 次に、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

**○事務局長（櫻井 篤君）** 三浦議員さんの議事録の公表についての質問にご答弁申し上げます。

議会の議事録の公表につきましては、現状では広域事務組合議員さんに、また平成21年第2回議会定例会の会議録より、関係3市の議会事務局及び図書館等へも配付をしており、構成3市の市議会議員さん、また一般の住民の方々も閲覧できるようにはなっております。

さらなる議会議事録の公開ということでございますが、ホームページ掲載について、そのホームページの容量等を確認した結果、掲載が可能となりましたので、現在、掲載内容等について検討をしており、23年度の早い時期に掲載できるよう努めております。

なお、今月発行いたしました組合広報紙「ちくせい35号」においても、組合議会報告並びに今定例議会の予定を公表いたしております。

それと、入札の内容の公表ということでございますが、入札関係書類の閲覧につきましては、筑西市公共工事等における入札及び契約等の公表に関する要綱に準じ、事務局にて閲覧しておりますが、これらにつきましても掲載内容等について、現在検討をしておるところでございます。議事録の公表と併せまして、23年度早い段階で掲載できるよう、今進めているところでございますので、ご了解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 三浦 譲君。

**○5番（三浦 譲君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、救急搬送について伺います。実態を伺ったわけですが、交通事故とか、交通に限らず事故によるけがとか病気によるものというふうに教えていただきまして、ありがとうございます。やはり、深刻な状況がよく分かりました。特に病気で運ばれて亡くなる率が非常に高い。8割ぐらい、8割強というふうに言われましたが、大変この辺が、いざ自分が病気になって突発性になったときに救われる率が、重いほど低いわけですが、8割強が亡くなってしまいうところが、一刻も早く救急としては届けたいというところだと思いますが、残念ながら県のほうでも新中核病院をつくるにあ

たりまして、計画するにあたりまして、ここの医療圏は、全国でも最低レベルだというふうに文言にも書かれているように、その辺が特に力を入れないといけない行政の責任だと思えますけれども。

ただ、救急側としては、一人でも多くの命を救おうということで、今、訓練なり毎日の仕事に携わっておられると思えますけれども、それにはどうしたらいいのかということを考えると、当然、現在不備な2次救急、これをきちんと整備をしていかななくてはならない。3次の部分はどうかというと、ここにはないので、やはりそれも3次の部分も、将来的にはきちんと整備をしていかななくてはならない地域だというふうに思えますけれども、その辺の整備のことについては、これは管轄外ですから伺いませんけれども、やはり認識としては、一人でも多くの命を救うにはどうしたらいいのかという部分を、消防の立場として伺いをしたいということが、再質問として伺いをいたします。

それから、焼却場の件ですけれども、以前は搬入を可能としていたけれども、いろんなものが混入されて運ばれてしまうという問題が発生したという話でございました。それがきっかけで検討した結果、禁止ということになっているようですけれども、その部分を、先ほども担当者のほうからも話が出ましたが、罹災者に負担をかけてしまうというふうに言われましたけれども、その部分が行政で、罹災した人、災害、火事ですね、そういった人たちを、やはり温かい手を差し伸べなくてはならないだろう。これは、税金面ではちゃんとそういう対策があるのです。国保税、それから市民税のほうでは、罹災した場合には軽減措置があるのです。罹災した人はいろいろ生活が大変だろうと。少しでも今後の生活再建をしやすいようにしていこうと、行政が考えてそういう制度をつくっているわけですけれども、現実、現場のところで被災した残材物をお断りしなくてはならないのが現状。

それを一歩進めて、ほかの市のように分別をしてもらう。コンクリートはだめですよというふうに、ちゃんと分類したものでないと引き受けないというふうにすれば、先ほどの混入の問題はなくなるのではないかと。ほかの市では、ちゃんと分類をなささいというふうに規程をつくってあるわけなのです。条件として、搬入していいよという条件として、分類して下さい。木材、その他燃えるもの、それから灰などの燃えないもの、それから金属製のもの、ちゃんと分類して下さいというふうになっているわけです。そういうふうな形ならば、ほかの市でできているのだから、この筑西広域でもできるのではないかとというふうに私思いますので、その辺を今後検討していただきたいと。平成14年に起きた問題から現在に至っているということですので、10年近くたっているわけですから、見直す時期としてもちょうどいいのではないかとというふうに思いましたので、よろしく願いいたしたいと思えますが、ご答弁をお願いいたします。

それから、3点目の野球場の件ですけれども、その後の経過を伺いました。その中で突き当たっているのは、平成15年度に野球場も含めた要望を県に出している。その中で管轄が違うのだと、県の教育長だということで、その要望が外されたという話でありましたけれども、その後はいろいろ話はあったように聞いておりますが、その辺はいかがなんでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、議事録や入札内容のホームページの件は、非常に前向きに進められているという答弁で

したので、ご努力に感謝をいたします。今後よろしく願いいたします。

以上の点についてお願いします。

**○議長（新井利平君）** 三浦 譲君の2回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** 我々消防機関といたしましては、管内に2次告示病院あるいは3次告示病院が設置されるということに対しましては、救急隊員の立場としますと、やはり収容病院の選択肢が増えるということになりますので、さらなる救命率の向上につながるのではないかと、こう認識しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、赤野間環境センター所長。

**○環境センター所長（赤野間敏雄君）** 環境センターは、関係3市と担当課とよく協議して検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、近藤次長兼県西総合公園管理事務所長。

**○次長兼県西総合公園管理事務所長（近藤邦男君）** その後の経過というお話でございますが、まず過去の記録等をちょっと調べまして、私も昨年4月に県西総合公園のほうへ異動になったものですので、過去の記録等を調べましたけれども、その後県とか広域とか関係市町村と野球場の協議ということとはなかったように思われます。

ただ、先ほど申しました平成15年10月10日の正副管理者会議において、中止ということを了承したということでございますが、そのときに代替え案というものが出まして、先ほどご答弁の中にお話しいたしました都市公園事業県西総合公園の充実施設整備に関する協定書、これを茨城県の筑西土木事務所と締結いたしまして、順次整備を進めてまいったということでお話しいたしましたけれども、この内容といたしまして、例えば駐車場の増設ということで、南駐車場のほうを17年度に整備してございます。

それと、ターゲットバードゴルフ場の新設ということで、19年度に施工済みで20年度から供用開始してございます。それと、テニスの壁打ちの新設ということで、19年度に施工済みでございます。それと、子ども広場の充実ということで、20年度に幅広の滑り台、これは3メートル幅の8メートル、それとターザンロープ、20メートルの施工済みでございます。それと、トイレの増設ということで南広場、これは新しくトイレを設置、18年度施工済みでございます。それと、17年度に高木の剪定や、18年度にテニスコートの人工芝の施工もしてございます。それと、遊具の改修もしてございまして、20年度、21年度で県土木のほうで遊具改修をしてございます。それと、池周辺の整備ということで、20年度にお休み処デッキというものを施工済みでございます。

それと、今年度以降でございますが、公園内の案内板や注意看板、これらを県土木のほうで施工し



ていただけるという予定になってございます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君。

**○5番（三浦 讓君）** まず、救急のほうで伺いましたが、選択肢が増えるということで、やはり救命率が上がるということで、行政面でも病院の体制をしっかりとやっていかななくてはならないだろうというふうに思います。同じように、一人でも多くの命を救うのだということで、管理者にもその辺の認識を最後にお伺いをしたいわけです。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、県西公園と野球場の件では管轄が違うのだと言われたと、代替え案というところの説明をお伺いを今しましたけれども、野球場の話は出てこなかった。野球場の要望はなくなったわけではなくて、あるわけです。教育長なのだということですがけれども、やはりその辺は、地元市にとっては住民の要望があるわけですから、連絡をとる。縦割りだけではなくて、横割りのこともやっていかななくてはならないだろう。

それから、小さな施設ではありませんから、住民要望として出されているのは公式試合ができるというものですから、それなりの規模です。であれば、やはりここに3つの市がありますけれども、例えば筑西市だけが利用するわけではありませんから、広域的に利用するということもありますから、そういった話があつてしかるべきだろうと、そういう話もあつたという話も私は聞いているのですが、その辺再度お伺いをしたいと思います。

以上です。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君の3回目の質問に答弁願ひます。

吉澤管理者。

**○管理者（吉澤範夫君）** 三浦議員さんの3度目のご質問にご答弁を申し上げます。

管理者としてどう考えるかということでございますが、当筑西広域組合におきましても、救急輪番制ということで桜川の県西病院から結城市の結城病院に至るまで、関係5病院に対しまして、年間約2,800万円の助成をしてお願ひをしているところでございますが、議員さんご指摘のように、その体制はまだ十分ではないということでございますので、管理者という立場の中で、また筑西市長という立場の中で、今後、一人でも多くの住民の命と健康を守るということに重きを置いて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

**○議長（新井利平君）** 次に、近藤次長兼県西総合公園管理事務所長。

**○次長兼県西総合公園管理事務所長（近藤邦男君）** 先ほど、第1回目のご答弁の中でも申しましたけれども、協定書の締結前において関係市町村のほうから、どのような施設充実をしたらいいかという要望書をとりました。その中に、先ほどもご答弁いたしましたけれども、野球場ということがあつたわけでございますが、これは県の教育長管轄であるので、対象外にさせていただきますという県からのご意見でしたので、何とぞよろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（新井利平君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時15分

○議長（新井利平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎報告第1号 処分事件報告について

○議長（新井利平君） 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり処分したので、報告し、承認を求める。

#### 記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成22年11月30日処分）

平成23年2月16日提出

当報告につきましては、平成22年人事院勧告に基づき、組合職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数の引き下げ並びに55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等を実施するため、平成22年11月30日に専決処分いたしましたので、今議会に報告するものでございます。

本来、組合議会においてご審議いただき施行すべきものでございますが、給与体系を準拠していません筑西市が11月30日に議決し、施行日が12月1日であったため、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたものでございます。

なお、今回の人事院勧告を受け、結城市が11月24日、桜川市が11月26日に臨時議会で議決し、それぞれ12月1日から施行しております。

今回のお手元に配付させていただきました議案書は、分かりづらいつくりとなっておりますので、お手元に配付いたしました新旧対照表も併せてご参照いただければと思います。改正条例の順番で説明いたしますが、読みかえ規定などは省略し、改正の骨子、ポイントとなる部分の説明をさせていただきますので、あらかじめご了解お願いいたします。

それでは、議案書 2 ページでございますが、専決処分書の写しで、3 ページは条例の公布書でございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。新旧対照表では 1 ページになります。

まず、第 1 条でございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第 19 条第 1 項は、55 歳を超える減額対象となる職員の期末手当に関わる基準日を 6 月 1 日及び 12 月 1 日にするという定義規定の追加でございます。

次に、同条第 2 項は、期末手当の支給率で、昨年 12 月の一般職の期末手当支給率を「100 分の 150」から「100 分の 135」に引き下げ、特定幹部職員の期末手当支給率を「100 分の 130」から「100 分の 115」に引き下げる改正でございます。

次に、第 20 条第 2 項第 1 号は、勤勉手当の支給率で、一般職の支給率を「100 分の 70」から「100 分の 65」に、特定幹部職員の支給率は「100 分の 90」から「100 分の 85」に引き下げる改正でございます。

続きまして、議案書 4 ページの中段からになりますが、新旧対照表では 2 ページの中段から下の段になります。附則の改正及び追加についてでございます。今回新たに勧告された 55 歳を超える職員の給与の減額についての規定でございます。附則第 7 項は、減額対象職員は管理的業務に従事する行政職給料表の 6 級以上の職員の給料で、減額対象となる給与は、給料月額、地域手当、期末勤勉手当となり、1.5% 減額でございます。

次に、議案書 7 ページから 10 ページまでは第 1 表を掲載しておりますが、行政職給料表でございます。

11 ページから 15 ページまでの第 2 表は、消防職員に適用される給料表で、それぞれ改正表を掲載してございます。

続きまして、議案書 16 ページをお開き願います。新旧対照表では、24 ページからになります。第 2 条として、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正で、第 1 条と同じ条例の改正でございますが、施行日が異なり、平成 23 年 4 月 1 日施行となるため、第 1 条とは別に改正するものでございます。

まず、第 19 条第 2 項でございますが、期末手当の支給に関する規定で、23 年度からの一般職の 6 月の支給率を「100 分の 125」から「100 分の 122.5」に、12 月の支給率を「100 分の 135」から「137.5」に改正し、特定幹部職員の 6 月の支給率を「100 分の 105」から「100 分の 102.5」に、12 月の支給率を「100 分の 115」から「100 分の 117.5」に改正するものでございます。

次に、20 条第 2 項第 1 号でございますが、勤勉手当の支給規定で、23 年度から一般職の支給率を「100 分の 65」から「100 分の 67.5」に、特定幹部職員の支給率を「100 分の 85」から「100 分の 87.5」に改正するものでございます。

続きまして、議案書では 16 ページ中段になります。新旧対照表では 26 ページになります。第 3 条と

しまして、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、平成18年に改正した改正条例の附則第7項を、昨年に引き続き改正するもので、今回の改正で、現在も現給保障を受ける職員について、その現給保障額をさらに引き下げる改正を行うものでございます。

附則第7項第1号は、現給保障を受けている職員で昨年も減給対象となった職員は、昨年の0.24%引き下げから、さらに今年度は0.17%引き下げ、合計で現給保障額を0.41%引き下げ、同項第2号は、現給保障を受けている職員で今年度新たに減額対象となった職員の現給保障額を0.17%引き下げる改正でございます。

続きまして、附則についてご説明いたします。議案書16ページ中段から下段になる部分でございます。第1項は、施行日を平成22年12月1日施行の条例と、平成23年4月1日施行の条例に分かれております。平成23年4月1日施行の条例は、第2条の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例で、第2項としましては、今回の人事院勧告を反映させ、減額対象となった職員の給与を22年4月まで遡及して、昨年12月支給の期末手当から減額するというものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。第5項でございますが、給与構造改革の完成に伴い、21年1月に昇給した43歳未満の職員に対し、本年4月1日に、これまで抑制していた昇給を回復させる措置でございます。

概略の説明でございますが、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（新井利平君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（新井利平君）** 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（新井利平君）** 次に、日程第4、議案第1号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

**○事務局長（櫻井 篤君）** 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,923万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月16日提出

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1項1分賦金、目3衛生費分賦金、5ページの節の区分、保健衛生費でございますが、21年度まで茨城県とつくば市及び当組合で負担していました小児救急医療事業につきまして、平成22年7月より小児救急拠点病院である筑波メディカルセンター病院が、常時24時間の診療体制を整備いたしました。それに伴い茨城県の単独事業から国の補助事業となり、当組合の負担がなくなったため、分賦金234万9,000円を減額するものでございます。

また、平成22年4月1日付の人事異動に伴い、県西総合公園ときぬ聖苑の給与関係経費に不足が生じたので、繰越金182万4,000円を充当する補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございます。款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費164万7,000円と、項3火葬場費、目1きぬ聖苑費17万7,000円につきましては、昨年4月の人事異動で県西総合公園ときぬ聖苑から職員が他の施設に異動し、2つの施設に給与額の多い職員が着任し、それぞれの施設において給与関係経費が不足したため、増額をお願いするものでございます。

また、款4衛生費、項1保健衛生費、目1小児救急医療事業費234万9,000円につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、小児救急拠点病院でありますつくばメディカルセンターが常時24時間の診療体制を整備したことにより、当組合負担がなくなり、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（新井利平君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（新井利平君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号から議案第6号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（新井利平君）** 次に、日程第5、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてから議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正についてまで、以上5案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第2号から議案第5号まで、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

**○事務局長（櫻井 篤君）** まず、議案第2号からご説明させていただきます。

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について  
標記について次のとおり提出する。

平成23年2月16日提出

本議案につきましては、組合職員の給与の地域手当の特例に関する条例の制定でございます。地域手当の支給に関しまして、引き続き筑西市内勤務者の占める割合が全体の6割になりますので、それを基準として筑西市職員の給与条例に準じて規定する地域手当3%に対して、その6割である1.8%を全組合職員に支給するため、職員の給与の特例条例を改めて制定するものでございます。

2ページをお願いいたします。第1条は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間を特例期間として、組合職員の給与の特例を定めるものでございます。

第2条は、特例期間の職員の地域手当は、組合給与条例で「100分の3」とあるものを「100分の1.8」とするものでございます。

附則としまして、第1項は、平成23年4月1日から施行し、第2項としまして、平成24年3月31日で失効するというものでございます。

続きまして、議案第3号から第5号になります。これらにつきましては、あまびき老人福祉施設の関連条例でございます。

まず、議案第3号 老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例の廃止について  
標記について次のとおり提出する。

平成23年2月16日提出

老人福祉施設につきましては、昭和46年6月に営業を開始し、以来40年間にわたり多くの皆様にご利用いただいております。しかし、近年は建物本体に加え、設備機器等も含め全体の老朽化が進んでおり、耐震建築ではございません。また、利用客もピーク時から大幅に減少し、それに併せ売り上げ収入も大幅に減少している状況でございます。これらの状況を踏まえ、平成17年に職員による老人福祉施設等維持管理検討委員会を設置し検討し、また正副管理者会議におきましても、施設の存続、廃止等について検討を行ってまいりました。その結果、多額の改装費を構成市にご負担いただくには、財政状況から非常に厳しい環境にあると判断をいたしまして、22年度末に廃止する目標で一致したところでございます。

なお、施設の廃止にあたりまして、広域事務組合理約に規定されております共同処理する事務のうち、老人福祉センターと老人休養ホームに関する規定を削除するため、昨年12月、構成3市の定例市議会において議決をいただき、本年1月17日に茨城県知事に組合理約変更の許可申請を行い、去る2月10日に許可されたことをご報告申し上げます。

このような状況を勘案しまして、昭和46年4月に施行しました老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例につきまして、平成23年3月31日まで適用し施設を運営し、翌日4月1日に廃止したくご提案申し上げる次第でございます。

続きまして、議案第4号でございます。

筑西広域市町村圏事務組合特別会計条例の廃止について  
標記について次のとおり提出する。

平成23年2月16日提出

本議案につきましては、老人福祉施設の会計処理を特別会計にて行ってまいりましたが、議案第3号についてご説明申し上げましたとおり、老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例廃止のご提案をいたしておりますので、昭和46年4月から施行してまいりました老人福祉事業特別会計も併せて廃止するお願いをするものでございます。

附則第2項は、22年度分の収入、支出及び決算につきまして経過規定を設け、当会計において処理するというものでございます。

附則第3項は、同会計廃止の際、余剰金、債権、債務は、筑西広域市町村圏事務組合一般会計に帰属するという規定でございます。

続きまして、議案第5号でございます。

筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
標記について次のとおり提出する。

平成23年2月16日提出

本議案につきましては、組合職員の特殊勤務手当に関する条例で、第2条第3号と第5条にマイク

ロバスの運転業務手当の規定がございます。お手元の新旧対照表3ページの別表第8条関係で下から3行目に、マイクロバス運転業務手当、月額1,000円を支給する規定が定められていますが、施設の廃止に伴い、マイクロバス運転業務がなくなってまいりますので、これを削除する改正をお願いするものでございます。

なお、運転業務手当の廃止に伴い、条文等の一部を繰り上げるとともに、別表第8条関係を別表第7条関係に改正するものでございます。

附則としまして、第1項は、本年4月1日から施行するものとし、第2項は、施行日前にマイクロバス運転業務に従事した職員に対し、施行日以後も従前のおり勤務手当を支給するため、経過規定を設けるものでございます。

以上、議案第3号から第5号まで、老人福祉施設関連の条例の廃止、改正等についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（新井利平君）** 次に、議案第6号について、大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** 議案第6号についてご説明いたします。

筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について  
標記について次のとおり提出する。

平成23年2月16日提出

2ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合手数料条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正するものでございます。今回の改正につきましては、消防法で規定しております危険物施設に対して設置許可等を行うときには、筑西広域市町村圏事務組合手数料条例により、手数料を徴収しておるわけでございますが、この手数料の額につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づいて定められておるわけでございます。今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の一部が減額改正されたことから、当組合手数料条例も同様に条文の整理を行い、その額を引き下げるものでございます。

対象となるものは、いずれも大規模な屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に関わる審査、工事途中において実施する完成検査前検査及び保安検査に関する検査であります。審査事務の効率化が図られたため、手数料の額をおおむね9%引き下げるものでございます。改正しようとするものは、別表第2の項の2中、設置の許可の申請に関わる審査に関するものが20項目、同表第6の項の1中、完成検査前検査に関するものが19項目、同表第7の項中、保安に関する検査に関するものが11項目の合計50項目について、手数料の額を引き下げるものでございます。個別の金額は記載のとおりでありますので、ご省略させていただきますが、平均で約9%の引き下げとなるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。



○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。  
質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 老人福祉施設等の設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合特別会計条例の廃止について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第6、議案第7号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第8号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議案第7号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

平成23年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億1,732万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月16日提出

ここで、大変恐縮でございますが、予算書の前に戻っていただきたいと存じます。表紙を含めまして2枚をめくっていただきますと、右側に平成23年度予算総括表がございますが、上段の表をご覧ください。会計別に前年度との比較がございますが、一般会計では予算額62億1,732万6,000円で、対前年では1億3,121万1,000円の増となっております。筑西ふるさと市町村圏特別会計では、予算額917万5,000円で、対前年では23万7,000円の減となっております。老人福祉事業特別会計は22年度で廃止となるため、23年度の計上はございません。2本の会計合計で62億2,650万1,000円で、前年度より2,701万9,000円の増となっております。これは、あまびき福祉センターの解体関係費の計上が主な要因でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。まず、第2表の地方債でございますが、消防の高規格救急自動車と消防ポンプ車、各1台を購入するため、起債の限度額を6,210万円計上したものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。歳入の内訳でございます。まず、款1の分賦金でございますが、その中の目1議会総務費分賦金が前年度より1億1,544万円余り増額となっておりますが、これはあまびき職員6名のうち3名分の人件費と、あまびきの解体関係経費を総務費に計上したことが、増額の主な要因でございます。

目2の公園費分賦金では、前年度より435万6,000円の増となっておりますが、施設使用料等の減に伴うものでございます。

目3の衛生費分賦金は、前年度より4,762万9,000円減額となっておりますが、23年度も小児救急医療事業が国の負担となり、当組合負担がないこと、また環境センターの繰越金が増えたことなどが減額の主な要因でございます。

目4の消防費分賦金では、備品購入などの歳出減により、前年度より3,324万3,000円の減額となっております。

目5の労働費分賦金では、受託講座や料金収入減に伴い、297万5,000円が増えております。

続きまして、款2の使用料及び手数料でございます。まず、目1の総務使用料ですが、筑西遊湯館の使用料で、来館者増を図る工夫をしておりますが、減少傾向にございまして、減を見込んでおります。

目2の公園使用料では、対前年で51万2,000円減の見込みでございます。

目3の衛生使用料ですが、きぬ聖苑の斎場使用料が民間との競合により減少傾向にあって、130万円余り減額計上しております。

次に、項2の手数料のうち目1の衛生手数料では、環境センターの事業系ごみの搬入量減少見込みにより、574万円余りの減額計上でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。款4県支出金、項2の県委託金は、県西総合公園の県からの委託金で2万4,000円の増となっております。

次に、中ほどに少し下の款7諸収入、項2の雑入でございますが、11ページ、右側の説明欄の中で6番から20番までが筑西遊湯館で合計1,165万円、21番から13ページの25番までが県西総合公園で合計923万円、33番から39番が環境センターで、鉄くずや炉底メタルなどの売却代ということで合計6,610万円、53番から65番までが消防関係で合計5,618万円余り、73番から78番までが職業訓練センターの諸収入で、職業訓練協会からの施設使用料など合計186万円余りを見込んでございます。

款8組合債でございますが、消防債として6,210万円を計上し、高規格救急自動車と消防ポンプ車を各1台購入するための起債で、前年度より2,180万円の減となっております。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の中の各費目ごとの職員給与関係経費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16、17ページをお開き願います。16ページの目3の筑西遊湯館費でございますが、17ページの説明欄の下から5行目にあります委託料の施設運営6,703万2,000円は、受け付け業務、設備の保守

点検、清掃、衛生管理など一括委託する委託料でございます。一番下の15工事請負費298万9,000円は、プールろ過装置の交換工事でございます。

18、19ページをお開き願います。目5財産管理費7,809万8,000円でございますが、あまびき福祉センター解体事業経費として計上いたしました。この中で解体までの経理処理や22年度の決算関係などの残務処理のため、嘱託1名、6カ月の人件費としまして97万8,000円、それに解体費としまして15工事請負費に7,369万4,000円を見込んでおります。

次に、款3の土木費、目3の県西総合公園費でございますが、20、21ページをお開き願います。21ページの説明欄の13委託料3,001万4,000円は、植栽管理で2,079万8,000円、それとその下の敷地内清掃376万7,000円、それに夜間の施設管理226万4,000円などが主なものでございます。

続きまして、款4衛生費の項1保健衛生費ですが、小児救急医療事業につきましては、23年度も引き続き、筑波メディカルセンターが24時間救急体制をとることで国の補助対象となるため、当組合の負担はございません。病院群輪番制事業では、前年度より休日が増えるため6万4,000円増となつて、2,793万8,000円となります。

次に、項2の清掃費でございますが、環境センターの管理運営費となります。

22、23ページをお開き下さい。目2のし尿処理施設費ですが、23ページの説明欄、11需用費の中の消耗品費は、9種類の工業薬品類の購入で、使用する量を見直し、前年度より128万円ほど減額をして3,278万8,000円を見込んでおります。

15の工事請負費3,669万7,000円は、ポンプ類や遠心分離器など12件の改修工事費でございます。

次に、目3のごみ処理施設費でございます。23ページの説明欄、11需用費の中に消耗品費がございりますが、工業薬品18種類の購入予算で、使用する量を見直しすることなどによりまして1,780万円ほど減額し、1億3,537万4,000円を計上しております。

25ページをお開き願います。説明欄、13委託料につきましては、ボイラーやごみクレーンなどの設備機器の法定点検に関わる整備を優先計上しました。委託料の上から10番目のごみ焼却施設運転管理2億6,911万5,000円は、24時間運転で3交代、42人分の費用で、その下の11番目のリサイクルプラザ運転管理では、日勤で13名分の経費7,290万円を計上しております。

15番目の焼却灰処分ほかの1億5,557万5,000円につきましては、焼却灰や熔融スラグなど6,000トンの処分費用で、処分量は本年度と同量の見込みでございますが、予算としましては前年より790万円余り削減しております。

また、18番目の埋め立て廃棄物撤去及び処分につきましては、23年度で5年目となりますが、1年でも早く終了させて、周辺住民の皆様が安心できる生活環境を確保するため、22年度より1,000立米引き上げ4,000立米を処分したく、2億3,041万円を計上させていただきました。

15の工事請負費につきましては、23年度は1号炉と2号炉の加熱器の更新工事などで全11件の工事、4億399万円余りを見込んでおります。

説明欄、19負担金補助及び交付金の中の環境保全協力金882万円でございますが、13の委託料の中で焼却灰処分と埋め立て廃棄物撤去処分についてご説明いたしました。23年度におきましても、今までの実績を考慮しまして、一部は県外の処分場に、一部は県内の処分場を想定しております。これらの処分受け入れに対し、処分場所在地の地元自治体では、排出事業者が環境保全協力金の納付を義務づけているところもありますので、予定処分量に見合った環境保全協力金を予算計上させていただきました。

続きまして、項3火葬場費でございますが、27ページをお開き願います。説明欄、13委託料の中の5番目の火葬2,268万円は火葬業務全般の委託経費で、6番目の受付703万5,000円は、受付と補助事務の経費でございます。

15の工事請負費615万8,000円は、火葬炉台車ブロックなど3件の工事費でございます。

続きまして、款5消防費でございます。27ページの説明欄の消防運営事務費の中の11需用費、6修繕料2,268万5,000円は、筑西署と結城署のはしご車の修理で651万円、それとその他緊急車両の車検、修理などでございます。

28、29ページをお開き願います。中ほどから少し下の目2消防施設費でございますが、29ページ右側の節18の備品購入費6,900万円を計上しておりますが、結城南出張所の高規格救急自動車1台、3,400万円と、筑西署の水槽付消防ポンプ車1台、3,500万円を更新する予算でございます。

続きまして、下の欄で款6の労働費1,714万5,000円は、職業訓練センターの管理運営費でございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。款7の公債費でございますが、筑西広域全体としましては、20年度から減少傾向になってまいりました。23年度におきましては、元金では筑西遊湯館とか環境センター等の建設債を合わせて、22年度よりは925万円余り増となりますが、目2の利子では22年度に対して1,777万円余りが減となって、公債費としましては852万円余りの減となっております。

一般会計については以上でございます。

続きまして、議案第8号についてご説明いたします。予算書41ページをお開き願います。

議案第8号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成23年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ917万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、100万円と定める。

平成23年2月16日提出

47、48ページをお開き願います。歳入でございます。款1財産収入につきましては、1億円の国債を2本、計2億円を持っておりますので、その利子が250万円、それと情報ネットワーク整備事業基金利子が1万4,000円で、合計251万4,000円になります。

款2繰入金につきましては、情報ネットワーク整備事業基金から456万円を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございますが、49、50ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費で891万4,000円となっております。

50ページの右側の説明欄の中ほどの広域イベント事業150万円は、13回目となります「やっぺえ」を開催する予算でございます。

その下の広域文化事業673万1,000円の内訳としましては、13の委託料で年2回広報紙を発行する予算など199万7,000円と、18の備品購入費で16年度に購入しましたパソコン26台を更新するため、456万円を見込んでおります。

以上、議案第7号、一般会計と議案第8号、筑西ふるさと市町村圏特別会計の2案について、概要でございますが、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

**○議長（新井利平君）** 以上で説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

---

再開 午後 1時10分

**○議長（新井利平君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を願います。

8番、中条美智子君。

〔8番 中条美智子君登壇〕

**○8番（中条美智子君）** 何点か質問させていただきます。

まず、平成23年度分賦金一覧表というところを見ますと、いろいろごみ処理施設費、清掃費なのですけれども、この分賦金の負担割合を見ますと、均等割が5%、人口割95%、それから処理経費とかで搬入割とかがあります。年々これが減少しているということは、ごみ処理に関しては搬入量が各市町村とも減っているということで考えていいのかどうか、その辺をちょっと。そういうふうな計算でこの予算書をつくっておられるのかと思いますけれども、その辺確認させて下さい。

それから、予算書、歳入の8ページです。款2の使用料及び手数料の中の総務使用料、これで節で遊湯館使用料8,180万2,000円計上してあります。これは先ほどの説明にもありましたけれども、遊湯館の使用料が年々減少しているの、収入も減っているということなのですから、減っていると

いうことに甘んじているだけではなくて、何とか、減っていても何でも維持管理費とかいろんな経費がかかるわけです。ですから、できるだけ市町村の分賦金とかに頼る、それはもちろん必要ですけれども、遊湯館自体の収入を増やす作戦というか、そういった増やすにはどうしたらいいかということ、やはり考えていただかなければならないと思います。前年度がどんどん減っている。周りでもいろんなこういう施設があるので、新しいところへみんな行くので、減るのは仕方がないという考え方では、どんどん、どんどん減る一方です。もちろん、そういうふうに簡単に考えていらっしゃるとは思いませんけれども、委託業者の方だけにその考え方を任せておくのではなくて、運営方法としてどういった運営をしていって収入を上げるかということ、もっと考えていく必要があるのではないかと思いますので、その辺の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じ遊湯館について、17ページの下のほう、委託料の説明のほうで施設運営6,703万2,000円計上してあります。これの内訳、明細をお願いいたします。

それから、その下の14使用料及び賃借料、これが404万8,000円。これに関して、私、決算書を見ましたら、もっとずっと百何万だったような気がしたのですけれども、これはどんなものの使用料及び賃借料に充てているのかというか、充てる予算をとっているのかお聞かせ下さい。

続きまして、21ページ、土木費の公園費、県西総合公園費の中の13委託料、ターゲットバードゴルフ場利用者対応ということで104万2,000円計上されています。これに対して左側の本年度の財源内訳というところの上から2番目に、使用料でターゲットバードゴルフ使用料126万円というふうになっています。ターゲットバードゴルフ場使用料の見込みの126万円に対して、バードゴルフ場利用者対応が140万2,000円というのは、ちょっとどんなものなのかなど。この利用者対応というのは、どういうふうなものに使用して、どういう対応を考えてこの予算を組み立てているのか。それと、この使用料との対比をどう考えておられるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

続いて、25ページ、ごみ処理施設費の中で13委託料ですけれども、先ほども説明の中でありました焼却灰の処分、それから埋め立て廃棄物、埋設物の撤去及び処分ということでかなりの金額が上がっているわけです。この埋め立て廃棄物撤去及び処分というのは、これは本当に早急にやって、付近の住民の人たちも心配しておられると思いますから、これは早急にやらなければならないと思います。

この上の焼却灰処分他ということなのですから、6,000トンぐらいを見込んでということですが、以前にも一般質問で私も質問した経緯もありますし、そのほかの議員さんからも一般質問出ましたけれども、スラグですね。スラグというのは、建設資材として県の認定もおりて、建設資材として使える。にもかかわらず、廃棄処分として焼却灰と、コストは違うかもしれませんが、同じように廃棄していると。それをスラグとして利用すれば、1トン当たり100円の単価で売却する。廃棄処分にするときは、1トン当たり1万9,800円でもって廃棄処分してもらっている。その差は、かなり大きいのです。ですから、これを廃棄処分するのではなくて、ストックヤードみたいなものをつくってやる方法というのを、ぜひ考えていただきたいと思ったのですけれども、そういう考え方は持っていらっしゃ

らないのかどうか。

これは予算ですけれども、でもやっぱり廃棄するということを前提に考えた予算だと思います。ですから、その辺の、スラグをつくるのにはかなりのコストがかかっているわけです。廃棄するときの1万8,900円だけかかっているわけではなくて、スラグというものをつくる。その装置をつくって、人員を配置して、そのスラグをつくるために燃料も使ってやっているわけです。前に私お聞きしたときに、スラグのトン当たりの単価、これは26万6,000円。トン当たり、スラグは、およそですけれども、このぐらいかかっていると思われるというふうなお話を聞いています。ですから、26万6,000円と廃棄するための1万9,800円、それを足すと28万円以上のトン当たりの単価がかかってスラグを生産しているわけです。ですから、そのスラグをもっと有効利用しなければいけないと思うのですけれども、6,000トンぐらいの廃棄処分として仕方がないというふうな予算を立てられたというのは、もっと違ったストックヤードの予算とか、そういうふうに立てていただきたかったなと思うのですけれども、それについて、この予算の立て方についてお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（新井利平君）** 中条美智子君の1回目の質疑に答弁願います。

赤野間環境センター所長。

〔環境センター所長 赤野間敏雄君登壇〕

**○環境センター所長（赤野間敏雄君）** 中条議員さんの質問にお答えいたします。

最初に、ごみの分賦金が入っているということは、ごみの量が減っているということではないかというご質問でございますが、確かにごみの量は減ってはいるのですが、前年と比較しますと、ごみの量が減っているような形で分賦金が減っているというような形にはとれるのですが、実際繰越金が前年は多かったということ。それから、処理経費が高くなりますと、ごみの量が減っても分賦金が高くなるというようなことも、そういうこともご了解願いたいと思います。

それから、最後のスラグの有効利用というようなことでご質問ありましたが、確かにスラグを処分するのに、予算上では2,000トンで約4,000万近い処理経費を計上しているわけではございますが、それでストックヤードが必要というようなことは、十分理解できるわけなのですが、最終処分場のところがこれからどうしようかというようなことで、これからいろいろ検討しなければならないようなことではないかと思っておるのですけれども、来年度は処分、2,200トン分は道路のほうの有効利用という形で利用していただいて、あと2,000トン分は、今まで処理経費として計上させていただいたわけでございます。これから、今後ストックヤードについて、関係機関並びに上司とよく相談して検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、横田次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

〔次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長 横田有司君登壇〕



**○次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（横田有司君）** それでは、中条議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

総務使用料、遊湯館の使用料でございますけれども、収入増の努力をというふうなことのご質問かと思えます。私どもスタッフ、今コスモスポーツというところに委託運営してございますけれども、全部を任せているわけではなくて、一応月1回の運営会議で組合側、それから委託側と毎月協議を重ねております。その中で、どういったものを展開していけばお客さんが増えていくかとか、いろいろ協議して結論を出して、実際の運営をしてもらっているわけでございますけれども、その中でいろんな祭事日を設けまして、オープン記念の日であるとか、あとこどもの日の半額セールとか、母の日の半額セール、父の日の半額セール等々ありまして、年間10のイベント、それぞれ入館料を半額にしたりとか無料の券を贈呈したりとか、そういったものも展開しておりますし、それとあとイベント、3月3日には遊湯まつりというのがありますけれども、そういう祭り、それから芸能発表会、これらも年3回、それからコンサートも実施しております。そういったイベントが6項目にわたって開催させていただいております。

それと、「遊湯だより」という情報紙でございますけれども、1年間4期、夏、秋、冬、春号、4回にわたって2万7,000部ほどつくりまして、それぞれの3市、それから主要の施設にポスティングとかお願いしております。また、自前で、やっぱりこれも1年間4回にわたってですけども、各戸配布、これも3市の広報のほうにお願いして全戸配布をしております。6万5,000部ずつ、4回です。これらも私をはじめ、職員とスタッフで、自前で輪転機を回して印刷しています。それで、配布して、そういったもので広報を行っている、そういう努力も多少はしているつもりでございます。

それと、歌謡ショー等を毎週水曜日が主なのですが、セミプロの方の歌手をお願いしまして、これは無料で来ていただいておりますけれども、そういうショーを行っていただいて集客に努めると。それから、物産店、地域の特産物、主に農産物、花とかをホールにおいて販売して集客に努めているという、こういったイベントにつきましては、組合と委託会社で協働で考えながら実施しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、次の委託の関係の費目、内容、どういったものが費用として上げられているのかということでございますけれども、6,700万円の中には、ほとんど人件費となるわけでございますけれども、まず25名の人件費が4,241万8,000円ほどになります。それと、法定福利費、これは健康保険料、介護保険料等々の社会保険の関係です。それらで565万3,000円、これはいずれも年間経費でございますけれども。そのほかに手当がございます。765万2,000円、管理費が780万円。これらの費用を集めました人材派遣費用という名目でございますけれども、6,352万6,000円、これに傷害保険加入ということで保険料が31万5,000円入ります。合わせまして6,703万2,000円となるものでございます。

それと、3点目でございますけれども、使用料及び賃借料の中身というふうなことでございますが、こちらの404万8,000円の内訳でございますけれども、まずテレビのNHK受信料が1万4,000円ござい

ます。そのほかの使用料としまして、通信カラオケ使用料、これが22万7,000円、有線放送使用料5万1,000円、ウイルス対策ソフト使用料5,300円、プロバイダー使用料1万9,500円、それから利用者データ管理システム使用料、これは利用者がどういった地域から来ているとか年齢構成、高齢者であるとか大人であるとか子供であるとかのデータを管理しているシステムでございます。これが37万8,000円でございます。

それと、賃借料でございますが、賃借料が全部で335万2,000円でございます。その内訳でございますけれども、ランニングマシンの借り上げ3台でございます。これが年間で66万2,000円。それと、クロストレーナーというやはり機械、マシンでございますが、これが4台借り上げておまして60万2,000円でございます。それと、今度は施設のほうの借り上げになりますけれども、玄関マット、こちらが35万円、サウナマットの借り上げ136万7,000円、バスタオルの借り上げ4万9,000円、フェイスタオルの借り上げ3万2,000円、観葉植物借り上げ28万8,000円、合計いたしますと404万8,000円ということになります。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 次に、近藤次長兼県西総合公園管理事務所長。

〔次長兼県西総合公園管理事務所長 近藤邦男君登壇〕

**○次長兼県西総合公園管理事務所長（近藤邦男君）** ただいまの中条議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

歳出のほうでターゲットバードゴルフ場利用者対応が104万2,000円であるのに対して、その左側、財源内訳、ターゲットバードゴルフ使用料が126万円ということで、入ってくるお金より出ていくお金のほうが14万ほど、確かに議員さんおっしゃるとおり多いわけでございます。まず、このターゲットバードゴルフの使用料でございますが、これは平成21年度まで使用料、大人が1日700円の規定だけでございます。それが22年度、昨年4月から半日料金を導入いたしました。午前中ですと、大人ですと300円、午後ですと400円、その半日券導入によってかなりの収入、約54万ぐらいだと思いますが、それが減収になっているわけでございます。

そういう形が入ってくるお金が減っているということに対して、歳出のほう、出ていくお金のほうも、このターゲットの利用者対応でございますが、まずシルバー人材センターさんのほうにお願いしているわけでございますが、1時間700円で、それで1日7時間のお願いでございました、21年度までは先ほど申しましたように、入ってくるお金が少なくなりましたので、出ていくほうのお金も少なくしなければならぬということで、7時間を2時間カットして午後の3時までということで、5時間という形で歳出のほうを計上させていただきましたけれども、議員さんおっしゃるとおりまだ14万ぐらいですか、出ていくお金のほうが多いわけでございます。

この出ていくお金が多いことについては、なるべく多くというか、利用者を増やさなければならぬ。そういうことでPRの強化に努めて、今年度からでございますけれども、努めております。まず、

一般的なターゲットバードゴルフ場のチラシの配布をしております。まず、圏域内ですと、当然構成3市のほうへお願いしております。筑西市では、筑西本庁舎、関城、明野、協和庁舎でございます。結城市さんですと、本庁舎にアクロスさんのほう、それと桜川市さんですと大和、岩瀬、真壁庁舎、それと桜川筑西インターチェンジの桜川ロードパークというトイレ施設がございますが、そのところへ桜川市さんの了解を得まして、バードゴルフのチラシをPR用に置かせていただいております。そのほか県内で病院関係、リハビリ関係的なものではございますが、そういうところに利用していただけたらと思ひまして、城西病院や結城病院、協和中央病院にもターゲットバードのPRチラシを配布しております。そのほか圏域外ではございますが、真岡市の二宮庁舎とか小山市さん、下妻市さん、それと石岡市さんのほうにもバードゴルフのチラシを配布しております。

そのほか、遠くから来るお客さんをもう少し獲得しようということで、道の駅関係にも置かせてもらっております。道の駅の「にのみや」とか「思川」、「しもつま」でございます。そのほか、遠方から来てくれるお客さんもございますので、そのお客さんに追従してなるべく多くの方を獲得しようということで、小美玉市、それと埼玉県の川口市とか戸田市、それと千葉県の流れ山市さんのほうにもPR紙を配布させていただいております。

以上のような努力をしておりますので、新年度確かに議員さんおっしゃるとおり、入ってくるお金より出ていくお金が14万ほど多いわけでございますけれども、これからは少しでもその差を少額にするために、PR強化に努めてまいりたいと思ひますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 中条美智子君。

**○8番（中条美智子君）** 今、ご答弁いただきまして、大体了解するところですがけれども、遊湯館にしてもそれぞれの部門でご努力されているということですがけれども、来ています方だけではなくて、今来ていない人たちにどういふふうにしたら喜んで来ていただけるか。中にもう来ています人は、いろいろなイベントがあるとかそういうことも知って楽しんでいただけるかもしれませんけれども、それだけではなくて、今来ていない人、これからそれを発掘するような、そういった対策が必要ではないかと思ひます。

それから、今、遊湯館にずっと、お仕事退職なさった方なんかで遊湯館を利用している人は、とても好評なのです、本当に。ですから、そういうふうにご利用している人たちにとってはとても好評だということは、これから利用する人たちにとっても好評な施設に違いないと、私は思っています。だけれども、利用しないことには分からないのです。ですから、その辺の開拓をしていただきたい。

それと、今、高齢者対策で皆どこの3市とも、介護予防とかそういうことに力を入れていると思ひますので、遊湯館のほうでも、そういった事業にも取り組まれたらいかかなと思ひますけれども、これはご提案させていただきます。ご答弁は結構です。

スラグに関しても、なるべく有効利用を図って下さるような手だてをとっていきたいということな

ので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。それから、私たち市町村においても、できるだけそういうものを使っていただくように、議会内でもPRをしていく必要があると感じております。

ターゲットバードゴルフ場に関しても了解いたしました。

質問は以上です。答弁は結構です。ありがとうございました。

**○議長（新井利平君）** ほかにございますか。

5番、三浦 讓君。

〔5番 三浦 讓君登壇〕

**○5番（三浦 讓君）** 何点か質問させていただきます。

まず、歳入のほうでの繰越金について多少伺いたいと思いますが、昨年度に比べて本年度は約2倍ということで、この辺のところをどのように見込んだのかということです。

それから、繰越金がある場合に、例えば分賦金なども徴収しているわけですから、繰越金の額の程度というものは、一体どこまでということで会計上考えているのか。多い場合には、構成市に戻すということも十分考えられるわけですが、その後でまた徴収ということにもなりますけれども、その辺の繰越金の扱い方、どうなっているのかをお尋ねをいたします。

次に、予算書21ページの病院群輪番制事業についてお聞きをいたします。説明の中で休日分についての拡大分という話があったように思いますが、この辺の説明をもう一度確認したいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

次に、あまびきの解体費について伺います。19ページです。工事請負費7,369万4,000円の方ですが、見積もりをとっての額というふうに思いますが、その見積もり方。まず、その辺が見積もり業者の選定から入るわけですが、例えば市内と限定しても何社もあるだろうというふうに思いますが、その中から選定をして出してもらおうというふうに考えたのだろうと思いますが、その辺の考え方、3社に絞った経緯、その辺をひとつお願いしたいと。

それから、金額についてですけれども、見積もった額を提示してもらって、その額をどう見るかということも、執行部がやらなくてはならない仕事なわけですが、それをどう判断するのか。多い少ないの金額で来るわけですが、完璧に業者任せでやっているのか、それとも内訳を見て、この辺はちょっとこの社は多いのではないかと、多少その辺の状況を考えての予算組みなのかどうかというところをお願いします。

以上3点、よろしく申し上げます。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

**○事務局長（櫻井 篤君）** 三浦議員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

まず、繰越金の考え方ということでございますが、22年度から23年度への繰越額は、実際大変多い

額が繰り越されているという現状でございます。本来ですと、1億円を超える場合には、それを1つの目安にして構成3市にお返りする、精算をするということが原則ではございます。今年度は幹事会でも意見をいただきまして、その分を広域事務組合の繰越金にすることによって、関係市の分賦金も少し低くなるということなどもございまして、そのまま受け入れをさせていただいたということでございます。

それと、病院群輪番制の休日の考え方でございますが、22年度より病院群輪番制そのものは休日と、あと夜間の対応ということで、輪番5病院に対応をお願いしているところでございますが、22年度より23年度の休日が1日増えるということになりますので、その分6万5,000円余りを追加して、23年度がその分が多くなったということでございます。

それと、あまびきの解体費の件でございますが、見積もり業者の選定ということで、考え方としましては、1つは市内の業者ということで見積もりをとってみようということにしております。あとは市外の業者も見積もりをとってみようということで、実際に市内の業者は2社選定しております。それぞれ3社、もう1社が市外になるわけですが、それぞれ3社とも額が大幅に違っていました。1つ、市内の1社は解体費と、あと更地にする費用にプラス工事の管理をするという、そういう人件費的なものも含めて約1億円ぐらい見積もりが出されています。あとはもう1社は、解体と更地にする費用ということで7,300万円ぐらいが出されています。もう1社は市外なのですが、約4,000万円ぐらいの見積もりが出されております。

そのどれをとって予算に計上するかということがありまして、選んだわけですが、通常建物の解体の場合には、工事の管理まではやらないで、そういう予算費用としては含めないで、工事の解体の中に、解体業者に一定の責任を持たせて解体をやるというのが一般的だということで、中間7,300万円余りを予算措置させていただきました。

それと、もう一つの理由としましては、筑西市で21年度に旧下館消防庁舎を解体しておりますが、そのときの予算措置としまして、平米当たりたしか3万4,000円ぐらいの単価だったと思いますが、その辺から換算しまして大体7,300万円ぐらいになりますので、その辺を参考にして、今回予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君。

**○5番（三浦 讓君）** 繰り越しについては、お金のやりくりの面だと思っておりますので、私も1億円にこだわることはありません。

解体についてですけれども、何を基準にかということところは、下館消防署の実績といたしますか、そういうのを例にしたという話でしたけれども、一般的に解体というのはどの程度かかるのだろうか。条件によっていろいろ違うのでしようけれども、そのために見積もりを出してもらおう。市の内外からだったということですが、見積もりをお願いする業者の選定、これをどういうふうを選ぶかとい

うところも大きな問題だと思うのです。その後、入札に入るわけです。指名業者を選定するということになるわけです。その辺の絡みも考えて見積もり業者を選定するというようになってくると、その辺でどういうふうに、その辺の分け方といいますか、選び方を考えているのかということをお尋ねしたいわけなのです。

例えば指名をすると、大体何社かというのが、予算を組む段階ではあるでしょうから、そうすると指名をしない業者から見積もりをとるとというのが、最も公平なやり方なわけです。その辺はどういう配慮があったのかなかったのかということなのです。それが第1点。

第2点目は、積算額、見積額がどの程度妥当なのかという判断をどうやるかということだと思うのです。それは、積算の中身を見てみないと分からないわけです。しかも、それは専門的な工法だとかいろんなものが入っていますから、詳しくはなかなか工事関係者以外には分からないかと思えますけれども、しかし聞き取りなどによって、その辺を安く発注するには、大体この辺だろうというところはつかめるだろうと思うのです。そういうことが行われたのかどうか。単純に旧下館消防署解体を当てはめただけなのか、それとも先ほど言ったような判断があったのかということなのです。

以上、よろしくお願ひします。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君の2回目の質疑に答弁願ひします。

櫻井事務局長。

**○事務局長（櫻井 篤君）** 三浦議員さんの2回目の質疑にご答弁申し上げます。

最初でございますが、今回の見積もり業者は、入札の指名に入れられないようなことも考えて見積もりをとったのかということでございますが、大きな考え方としましては、建設業界なんかでは、見積もりをとった業者は指名に入れられないというようなこともあるというふうには伺っております。しかし、今回は、そういう考え方も一部考え方としてはありますが、現時点ではまだそこまでどうするかということは決まっております。

それと、見積額の妥当性の判断ということでございますが、筑西広域の職員の中には、建設業に明るい技術的な仕事のよく分かる職員は残念ながら在籍しておりません。そういう関係で3社から見積もりをとって、その中間ということと、あと先ほど申し上げましたように旧下館消防庁舎の予算の平米単価を参考にして、このくらいの予算であれば、ご理解をいただけるのではないかとということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** 三浦 讓君。

**○5番（三浦 讓君）** 旧下館消防署の解体の額も、一般には随分高いと言われているのです。それは専門的には分かりません。一般にはそう言われております。業者もそう言っている。そういった中でそれを基準にとすると、高い予算組みをするということになるわけです。予算が高ければ、業者は何を基準にして入札をやるかと。競争が激しい場合は、その予算額に余りとられないですけれども、

競争が激しくない場合、いろんな状況があるでしょうけれども、激しくない場合は予算が1つの目安になるのです。これは当然そうなるし、業者もそう言っているのです。私も聞きました。ですから、この予算を幾らに組むかというのは、非常に重要な判断なのです。みんなから預かった税金ですから、それをできるだけ節約しようというのは、これは行政として当たり前だし、民間ならばもっとも二重にも三重にも安くやる審査があるわけです。行政はそこが甘いから、いろんな問題が起きてくるということがあるわけです。

今回の場合で言いますと、先ほど技術的な職員がいないのだという話でしたけれども、確かに技術的職員をそろえるというのは難しさもありますけれども、できないことはない。現在いないということで考えれば、指名をしない業者から詳しく聞き取るというのが仕事なのです、予算を組む場合に。それがなかったという答弁ですから、そこにはちょっと問題があるなど。ちょっとではない、大きな問題がある。金額からしても大きな問題があるなどというふうに思うのです。指名をしない業者の選び方ということですが、あるところでは、例えば指名はしない業者にするとあらかじめ決めておいて、市外業者に見積もりをとるというやり方をしているところもあるのです。それは、税金を幾らでも節約しようということで、そういう工夫をしているわけです。そういう努力の跡が、残念ながら今のこの予算の中には見られないということで、これはもっともっと厳しくやっていかなくてはならないだろう。

入札は、現実には予算に関係なく、それぞれの企業努力で応札するわけですが、しかしそれが一体どうなるかという保証は何もないのです。業者はもうけたいのです。もうけるために入札するわけですから。慈善事業でやるわけではないですから、できるだけ高いところを探ると。となってくると、守るほうの行政はそれなりに考えなくてはならない。その辺どのようにお考えでしょうか。今後の大きな問題だと私は思いますが。

**○議長（新井利平君）** 三浦 譲君の3回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

**○事務局長（櫻井 篤君）** 三浦議員さんの3回目の質疑にご答弁申し上げます。

指名業者の件でございますが、見積もりをとった業者を指名しないということは、まだ明確には現段階では決まっておられません。ただ、今後新年度に入ってから、その辺を進めていくことになるわけでございますが、一つの考え方としまして、そういう業者も含めましてなるべく競争性を高めるといふ観点から、いろんな業者を指名に入れて、指名競争入札をやっていくということで考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（新井利平君）** その他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第7号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（新井利平君）** 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（新井利平君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎施設建設・環境整備推進特別委員会報告について

**○議長（新井利平君）** 次に、日程第7、施設建設・環境整備推進特別委員会報告についてを上程いたします。

本件については、施設建設・環境整備推進特別委員会報告書が議長まで提出され、お手元に配付してありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員長、大木作次君。

〔施設建設・環境整備推進特別委員会委員長 大木作次君登壇〕

**○施設建設・環境整備推進特別委員会委員長（大木作次君）** お手元の報告書をもとにご報告いたします。

平成23年2月8日

筑西広域市町村圏事務組合  
議会議長 新井利平様

筑西広域市町村圏事務組合議会  
施設建設・環境整備推進特別委員会  
委員長 大木作次

#### 施設建設・環境整備推進特別委員会報告書

本委員会は、平成3年11月29日に設置され、施設建設及び環境整備の推進を図ってまいりましたが、委員会の今後について協議した結果、次のとおり決定したので、組合議会会議規則第77条の準用規定により、筑西市議会会議規則第103条の規定に準じ報告いたします。

本委員会は、平成3年第2回組合議会臨時会の本会議において、火葬場、し尿処理施設及び消防本



部の建設等の計画があり、総事業費で100億円を超すことが予想され、資金計画の把握や建設計画の推進、工事の監視等を行い、また環境センターの周辺住民が、快適で住みよい環境づくりの推進を図ることを目的に、議員提出議案により委員会が設置されたものであります。

現在の委員は記載のとおりでございます。

2ページから委員会の開催状況として、平成3年から平成11年にかけて、環境センター整備について協議いたしました。施設周辺の環境整備の検討、関連施設の早期着工の促進を図りました。建設事業の入札の透明性確保と周辺整備を促進してまいりました。また、焼却方法について検討し、ダイオキシン等有害物質が排出されない低コストの施設整備を促進してまいりました。併せて先進地視察研修も行っております。

次に、平成8年から平成10年にかけては、消防署の新庁舎建設事業について協議いたしました。現在の筑西消防本及び筑西消防署を建設する際、近代消防庁舎早期実現の促進を図るため、財源確保の支援検討を行っております。工事については、設計変更、工事遅延がないよう要請し、併せて先進地視察研修も行っております。

次に、平成11年から平成15年にかけては、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ並びに筑西遊湯館の3点の建設工事について協議いたしました。ごみ処理施設及びリサイクルプラザにつきましては、事業変更等のないよう進捗状況を確認、計画どおりの工事執行を要望し、施設の工事完成を確認いたしました。また、筑西遊湯館の建設工事についても併せて協議し、施設の建設にあたり、速やかな用地買収や広域住民のニーズを取り入れ、圏域住民の期待に応えられる運営管理を要望し、施設の工事完成を確認いたしました。

次に、平成16年から平成22年にかけては、環境センターの灰溶融スラグ及び埋め立て廃棄物処理、それと組合施設についての3点を協議いたしました。

まず、1点目の環境センター灰溶融スラグについては、組合各施設の建設が完了し、加えて良好な環境が整備されたことの報告を受け、溶融スラグの有効活用について調査研究を進めていくことで合意し、先進地視察研修を行い、灰溶融スラグについて研究してまいりました。

2点目の環境センターの埋め立て廃棄物処理については、現地にて埋立場所の確認等を行い、また埋立廃棄物撤去・処分業務委託契約に関し、入札契約、掘削後の埋め戻し材等の分離発注を要望いたしました。

3点目の組合施設については、消防広域化計画について、地域が目指す活動を県に強く主張し、反映されるよう要請し、老人福祉センターについては、よりよい運営方法を検討するように要請いたしました。

以上のとおり、本委員会は、その設置目的に沿い、慎重な調査及び審査を重ねてまいりましたが、今後の委員会活動について協議した結果、当初の目的は既に達成され、一定の成果が得られたことを確認し、各委員の合意のもと、委員会活動の終了を決定いたしました。

なお、各委員より、今後発生する組合施設の運営管理等の問題事項については、本会議等で審議、または必要性が生じたとき新たに委員会を設置することなどの意見が出されました。

最後に施行部に対し、引き続き環境センターをはじめ、組合施設周辺の環境整備等について、関係住民が快適で住みよい環境づくりを推進するよう要請し、本委員会の報告を終わります。

**○議長（新井利平君）** 委員長報告を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** 質疑を終結いたします。

以上、報告のとおり施設建設・環境整備推進特別委員会は、これをもちまして消滅いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（新井利平君）** 次に、日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（新井利平君）** ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

**○議長（新井利平君）** 以上で、今定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 2時10分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年2月16日

議 長 新 井 利 平 ⑩

署 名 議 員 中 川 泰 幸 ⑩

署 名 議 員 金 子 健 二 ⑩